福島県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画の概要

第１章　計画策定の基本的な考え方（Ｐ１～Ｐ４）

1　計画策定の趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の基本計画 → ①普及啓発 ②関係機関の連携 → **困難な問題を抱える女性への支援**
「相談」「保護」「自立支援」ができる相談支援体制の構築と環境整備

2　本計画における対象支援者

「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）
※法第２条に定める対象者

3　計画の位置付け

法第８条に規定される県基本計画

4　計画期間

令和６年度から令和１０年度までの５年間

5　計画策定のための支援体制

県・市町村・県女性のための相談支援センター・女性相談支援員・民間団体・関係機関のそれぞれの役割について位置付けた。
法第３条の基本理念にのっとり、法第４条の必要な施策を講ずる責務がある。

第２章　困難な問題を抱える女性への支援の状況（Ｐ５～Ｐ２０）

1　女性を取り巻く社会的背景

新型コロナウイルス感染拡大等、社会的に大きな変化が起きる際には女性をめぐる困難な問題が顕在化するため、支援体制整備が必要

○女性に関する県民の意識
男性は仕事優先、女性は家庭生活及び地域活動優先という傾向

○雇用と経済状況
県内の女性の賃金は、いずれの年代も男性を下まわっている。

○暴力及び性暴力等による被害の状況
県内の配偶者暴力に関する相談件数の９割以上が女性からの相談

○「予期せぬ妊娠」等、困難な問題を抱える若年女性
・仕事や経済的な問題、性的な被害等により、妊娠の継続や中絶、出産に向けた準備等の相談を受けることができない女性の存在
・若年女性は、悩みを抱え込む傾向が強く相談や支援に繋がりにくい。

2　福島県全体の相談状況

○女性相談（支援）員による相談状況
・近年増加傾向にあり「夫等からの暴力」「離婚問題」の順で多い。
・家庭状況、社会経済、病気などの悩みに関する相談が寄せられている。

○関係機関よる相談状況
・ＳＡＣＲＡふくしまでは、性的暴力等被害の相談を受けているが、相談者の約８割が女性。福島県男女共生センターにおいては、約７割が女性からの相談となっている。

○一時保護、長期保護
それぞれ、利用者の延べ人数は、令和２年度から増加傾向（ＤＶ等中心）

○民間団体の活動状況
・県内では、ＮＰＯ法人「ウィメンズスペースふくしま」とＮＰＯ法人「いわきふれあいサポート」が女性支援を主として行っている。

第３章　計画の基本理念・基本目標（Ｐ２１～Ｐ２２）

基本理念
女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現

基本目標
1　女性の人権を尊重する意識の醸成
2　安心して相談できる支援体制の充実
3　困難な問題を抱える女性の安全な保護の実施
4　困難な問題を抱える女性の自立を支援する環境の整備

第４章　具体的な施策（Ｐ２５～Ｐ４６）

基本目標	実施項目	主な実施施策 （　）番号は計画内容と同番号にしています
Ⅰ 女性の人権を尊重する意識の醸成	1　女性の人権の尊重や男女平等意識の醸成を図るための教育・啓発	(1)(2)　小学校・幼稚園、保育所等、中学校・高等学校等における性や人権・命に関する教育の推進 (3)　県民に向けた啓発・広報の実施
	2　支援を必要とする女性への啓発と専用窓口等の周知	(1)　相談窓口の周知とアウトリーチを含めた多様な支援 (2)　居場所の提供 (3)　外国籍女性、障がいのある方等への支援についての啓発
Ⅱ 安心して相談できる支援体制の充実	1　市町村における相談支援体制の充実	(1)　相談窓口の設置 (2)　女性相談支援員の配置 (3)　市町村基本計画の策定 (4)　民間団体・関係機関との連携 (5)　支援調整会議の設置
	2　県保健福祉事務所における支援の充実	(1)　女性相談支援員よる相談対応 (5)　市町村への支援・調整 (6)　民間団体・関係機関との連携
	3　女性のための相談支援センターにおける支援の充実	(1)　県保健福祉事務所等への支援 (2)　女性相談支援員等の相談対応力向上のための研修の充実
	4　女性支援を行う民間団体の活動の充実	(1)　民間団体の強みを生かした支援 (2)　県・市町村・関係機関との連携強化等
	5　関係機関における支援	(1)(2)(4)～(6)　医療機関、弁護士会、警察、児童相談所等による支援 (3)　民生委員・児童委員・人権擁護委員等各相談員の協力
	6　県全体における全体調整	(1)　関係機関との情報共有及び支援の充実等

基本目標	実施項目	主な実施施策 （　）番号は計画内容と同番号にしています
Ⅲ 困難な問題を抱える女性の安全な保護の実施	1　困難な問題を抱える女性の保護	(1)　安全な移送の確保 (2)　保護・緊急避難の実施 (4)　一時保護委託先の拡充及び民間団体等との連携 (8)　個別支援のための計画策定における本人参画の在り方に関する検討
	2　困難な問題を抱える女性への法的手続きへの支援	(1)　生活再建、安全確保のための法的手続きの周知 (3)　法的手続きが必要な場合の女性センターや女性相談支援員の対応
	3　困難な問題を抱える女性の心身の回復	(1)　医学的・心理学的支援の充実 (2)　医療費に関する手続き支援
	4　同伴児童への支援	(1)　同伴児童への心身のケア (2)　同伴児童の学習の支援
	5　多様な背景を持つ困難な問題を抱える女性への支援	(1)　外国籍女性への支援 (2)　障がいがある方への支援
Ⅳ 困難な問題を抱える女性の自立を支援する環境の整備	1　女性センターにおける支援	(1)　日常生活の回復支援 (3)　自立生活準備のためのケースマネジメント
	2　就労の支援	(1)(2)　就労支援、職業訓練の実施
	3　地域での生活に向けた支援	(1)～(8)　住宅の確保、生活保護、地域における活動支援　等
	4　同伴児童への支援	(2)　就学支援と安全確保
	5　地域におけるアフターケア	(1)　県保健福祉事務所及び女性相談支援員設置市等によるアフターケア (2)　市町村による支援 (5)　その他関係機関による支援　等

第５章　具体的目標及びモニタリング指標（Ｐ４７）

具体的目標（数値目標）	基本計画策定市町村数	３０市町村
	女性相談支援員配置市町村数	１３市

モニタリング指標	女性相談支援員による相談件数	モニタリング
	保護件数	モニタリング
	支援調整会議設置市町村数	増加を目指す